

まち全体で「こどもの権利」を大切にしよう！

令和8年4月
スタート

「春日井市こどもの権利条例」ができました

「春日井市こどもの権利条例」ってどんなもの？

春日井市のこどもが、体も心も健やかに、地域で豊かで幸せな生活を送ることができるようにするため、まち全体で「こどもの権利」について理解しなければいけないということや、こどもに関わる人たちの役割とこどもの権利を守るための取組について約束した市民のルールです。

「条例はどうやって作られたの？」

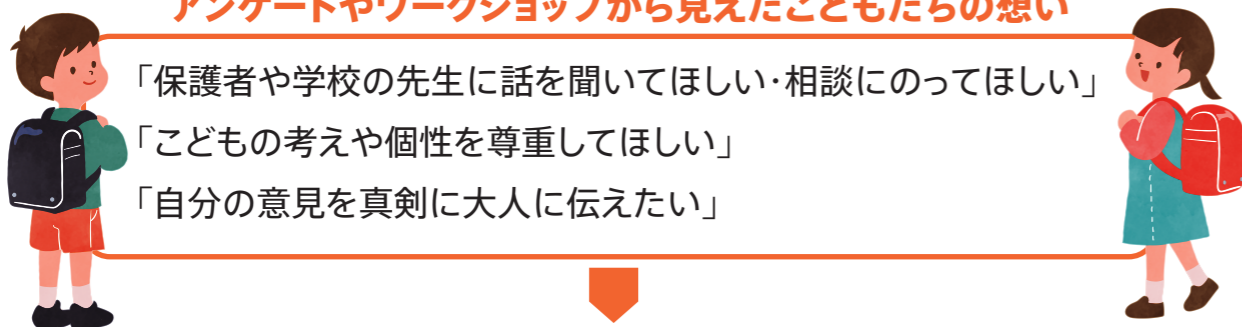
この条例の主役であるこどもたち自身の考えや想いを知るため、市内の小・中・高校生に、「こどもの権利」についてワークショップやアンケートを行いました。

ワークショップ等で考えてもらったこと

- ・普段守られていないと思うこどもの権利
- ・誰がどうすればその権利は守られるか
- ・こどもの権利が守られるために自分たちにできることは何か

ワークショップ等の結果や関係機関等との会議、市民の皆さんからの意見を踏まえ、条例をつくりました。

アンケートやワークショップから見えたこどもたちの想い



こどもたちの想いを踏まえ、特に大切にしてほしい2つのこと

1 大人もこどもも、こどもの権利を理解し、大切にしよう！

2 日頃から「対話」を大切にし、まち全体ですべてのこどもの権利を守ろう！

こどもにとって大切な権利

権利を大きく4つのグループに分け、具体的にどんなことが権利であるのかを示しています。

安心して暮らす権利

- 自分らしく過ごせる居場所がある
- 体や心を傷つけられない など

自分らしく生きる権利

- 自分らしさが認められる
- 自分のことを自分で決められる など

主体的に参加する権利

- 自分の意見や考えを言える
- 仲間を作って集まる など

豊かに育つ権利

- 遊んだり、学んだりする
- 文化やスポーツなど色々な経験をする など

こどもの権利をまち全体で守るために

「対話」を大切にし、こどもも大人もみんなができることをそれぞれの立場で取り組みましょう。



権利を守るための取組みの推進

各主体が協力し、こどもに関するさまざまな取組みを行うことにより、こどもの権利を守りましょう。

- 子育て家庭等への支援
- こどもの居場所づくり
- 虐待・体罰の防止
- いじめの防止
- 多様性の尊重
- 意見表明・参画の促進
- 権利侵害からの救済